ト　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
チ　当該介護予防サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
リ　誓約書
十　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ホ　運営規程
ヘ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
ト　当該介護予防サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
チ　誓約書

（法第十七条の三十六第十八項の規定による意見の申出の方法）

第三十九条　市町村長は、法第十七条の三十六第十八項の規定により、介護予防サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該意見の対象となる介護予防サービスの種類
二　都道府県知事が介護保険法第五十三条第一項本文の指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
三　条件の内容
四　その他必要な事項

（新設）

（法第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項に関する記載）

第四十条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十九項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ホ　運営規程
ヘ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
ト　当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
チ　介護保険法第百十五条の十二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
二　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

（新設）